

# 金融機関における 金融商品の相殺

2023年10月31日



## 要点

多くの金融機関にとって、会計上の目的における金融商品の相殺は複雑な会計領域です。どの残高について国際会計基準 (IAS) 第 32 号に基づく相殺を検討すべきか、ならびにこれらの残高の基礎となる業務上および契約上の取決めについての理解が、適切な会計上の結論に達するための鍵となります。業種別ガイドである本資料では、実務における主な質問についての PwC の見解を示しています。

# 目次

1. はじめに
  2. 相殺を検討すべき残高
  3. 現在の強制可能な相殺の権利
  4. 純額で決済するか、または資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図
  5. 金融資産と金融負債の相殺に関する開示
- 付録A—デリバティブ契約の清算参加者として活動する銀行
- 付録B—業種別FAQ

# 1. はじめに

IAS 第 32 号の相殺の要求事項を同一の相手方に対する金融資産と金融負債に適用することは、特に金融機関にとって、複雑となる可能性があります。

IAS 第 32 号第 42 項における相殺の要件が満たされている場合、関連する金融資産と金融負債に相殺の会計処理を適用することが要求されており、それは単なる選択肢ではありません。IAS 第 32 号の2つの基本的な要求事項として、企業は、次に該当する場合、かつ、その場合にのみ、相殺が適用されます。

- 認識している金額を相殺する法的に強制可能な権利を現在有しており、かつ
- 純額で決済するか、または資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図を有している。

多くの場合、相殺の要件が満たされていないことは、ほとんどまたはまったく分析することなく明らかです。その他の場合には、より詳細な分析が要求される可能性があります。

基礎となる業務上および契約上の取決めの理解が最大の課題になることが多いため、会計上の結論を形成する前に、最新動向を含めた正確な理解に注意を払わなければなりません。企業が、中央清算機関(CCP)や清算機関のような、同一の相手方と複数の取引を行っている場合には、契約の種類ごとに検討を行わなければなりません。相手方との間の金融商品の全部ではなく一部にのみ、特定の規則が適用されるなど、詳細が種類ごとに異なる可能性があるためです。さらに、法的枠組みが異なるため、会計上の結論も国によって異なる可能性があります。

概して、一般的な取決めにおいて、CCP またはブローカーは、企業が保有するデリバティブ契約について現金担保の差入れを要求します。現金担保の金額は、契約上の規則、あるいは相手方が取引所または清算機関である場合には、取引所や清算機関の規則集に基づきます。通常、契約条件あるいは取引所または清算機関の規則を満たすために、基礎となるデリバティブ契約の公正価値の変動に相当する金額について、日次で現金支払が行われます。

本資料で解説する業種特有の質問と一般的に関連性のある主要な金融商品の種類を以下に示しています。

質問		一般的に関連する金融商品			
		店頭 デリバティブ	上場 デリバティブ	レポ取引	先物取引
<b>2. 相殺を検討すべき残高</b>					
<a href="#">IND FAQ 2.1</a>	現金証拠金の日次差入れは、相殺すべき現金担保の残高を認識せず、契約における法的な決済により日次で消滅するか	X	X		X
<b>3. 現在の強制可能な相殺の権利</b>					
<a href="#">IND FAQ 3.1</a>	デリバティブのポートフォリオに関して差し入れた現金担保は貸借対照表上のデリバティブのポジションと相殺できるか	X	X		
<a href="#">IND FAQ 3.2</a>	現金以外の担保(例えば、有価証券)を差し入れる能力はデリバティブと担保との相殺にどのような影響を与えるか	X	X		
<a href="#">IND FAQ 3.3</a>	現物決済オプションの存在はデリバティブと現金担保との相殺にどのような影響を与えるか	X	X		
<a href="#">IND FAQ 3.4</a>	「一方向」の担保差入れの取決めは相殺の適用にどのような影響を与える可能性があるか	X	X		
<a href="#">IND FAQ 3.5</a>	特定の相手方とのすべてのデリバティブについて日次の現金決済を純額で契約上行わなければならない場合、当該相手方との無担保デリバティブ資産と無担保デリバティブ負債を相殺することは可能か	X	X		
<a href="#">IND FAQ 3.6</a>	同時決済に関する法的に強制可能な取決めの対象である金融資産と金融負債は相殺に適格か			X	
<a href="#">IND FAQ 3.7</a>	債券の CUSIP または ISIN が異なるレポ取引とリバース・レポ取引は相殺できるか			X	
<a href="#">IND FAQ 3.8</a>	清算機関または取引所が決済プロセスに適用される規則を変更する権利を有している場合は相殺の適用を妨げるか	X	X	X	X

質問		一般的に関連する金融商品			
		店頭 デリバティブ	上場 デリバティブ	レボ取引	先物取引
<b>4. 純額で決済するか、または資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図</b>					
<a href="#">IND FAQ 4.1</a>	IAS 第 32 号第 42 項(b)の「資産の実現と負債の決済を同時に実行する」という要求事項が満たされるのはどのような状況か			X	
<a href="#">IND FAQ 4.2</a>	同一の相手方との金融資産と金融負債を純額で決済するか、または同時に決済する意図を示すにはどのような証拠が要求されるか	X	X	X	X

企業が清算機関の参加者である場合の詳細なガイダンスについては、[付録 A](#) をご参照ください。

金融資産と金融負債の相殺に関する一般的なガイダンスの詳細については、[PwC IFRS マニュアル第 47 章の 47.15 項から 47.28 項](#) に示されています。

## 2. 相殺を検討すべき残高

相殺が可能であって通常は分析が要求される金融商品には、担保付店頭デリバティブ、レポ取引およびリバース・レポ取引、先物取引ならびに上場デリバティブがあり、本資料ではこれらに焦点を当てています。ただし、複雑な場合があるため、まず適切な残高について相殺が検討されているかを確認する必要があります。

相殺は、その他の状況、例えば、キャッシュプーリング契約や同一の相手方との間で債務と債権が純額決済される場合においても適用可能となる可能性があります、このガイダンスではこれらの取引を取り上げていません。

どの残高がIFRS第9号の認識の中止の要求事項を満たしているのか、そして、認識を継続する残高について、報告企業が相殺を検討するために、どの残高グループを契約上同時に決済できるのかを最初に検討しなければなりません。

### 業種特有のFAQ

[IND FAQ 2.1—現金証拠金の日次差入れは、相殺すべき現金担保の残高を認識せず、契約における法的な決済により日次で消滅するか](#)

### 特に業種に関連性のある一般的なFAQ

[FAQ 42.5.2「銀行は、清算参加者としてのみ活動する場合に、集中清算されるデリバティブ契約をどのように認識すべきか」](#)(和訳は[こちら](#))

# 3. 現在の強制可能な相殺の権利

企業の相殺の権利は、現在において有していなければならず(将来の事象を条件としていない)、企業およびすべての相手方の通常の事業の過程において、債務不履行の場合、および倒産または破産の場合に、法的に強制可能でなければなりません[IAS第32号AG38B項]。

## 業種特有のFAQ

IND FAQ 3.1—デリバティブのポートフォリオに関して差し入れた現金担保は貸借対照表上のデリバティブのポジションと相殺できるか

IND FAQ 3.2—現金以外の担保(例えば、有価証券)を差し入れる能力はデリバティブと担保との相殺にどのような影響を与えるか

IND FAQ 3.3—現物決済オプションの存在はデリバティブと現金担保との相殺にどのような影響を与えるか

IND FAQ 3.4—「一方向」の担保差入れの取決めは相殺の適用にどのような影響を与える可能性があるか

IND FAQ 3.5—特定の相手方とのすべてのデリバティブについて日次の現金決済を純額で契約上行わなければならない場合、当該相手方との無担保デリバティブ資産と無担保デリバティブ負債を相殺することは可能か

IND FAQ 3.6—同時決済に関する法的に強制可能な取決めの対象である金融資産と金融負債は相殺に適格か

IND FAQ 3.7—債券のCUSIPまたはISINが異なるレポ取引とリバース・レポ取引は相殺できるか

IND FAQ 3.8—清算機関または取引所が決済プロセスに適用される規則を変更する権利を有している場合は相殺の適用を妨げるか

## 4. 純額で決済するか、または資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図

企業は、純額決済する法的な権利を有している場合がありますが、実務では、それでも金融資産の実現と金融負債の決済を別個に行う場合があります。金融資産と金融負債を相殺するために、企業は、純額で決済するか、または資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図も有していなければなりません[IAS第32号AG38E項]。

### 業種特有のFAQ

IND FAQ 4.1 – IAS第32号第42項(b)の「資産の実現と負債の決済を同時に実行する」という要求事項が満たされるのはどのような状況か

IND FAQ 4.2 – 同一の相手方との金融資産と金融負債を純額で決済するか、または同時に決済する意図を示すにはどのような証拠が要求されるか

# 5. 金融資産と金融負債の相殺に関する開示

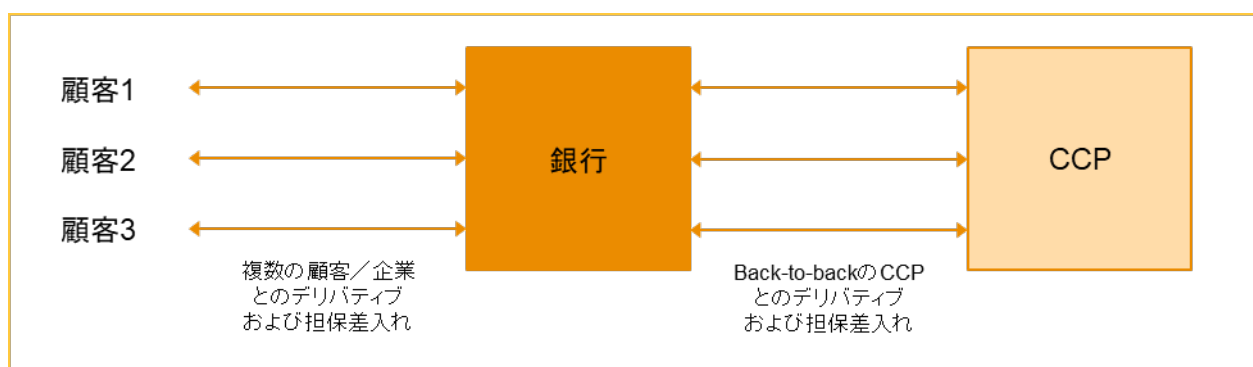
量的および定性的な開示要求事項は、[IFRS第7号第13A項から第13F項](#)に定められています。これらの要求事項は、IAS第32号に従って相殺されるすべての認識した金融商品に適用されるとともに、認識した金融商品のうち強制可能なマスターネットティング契約または類似の契約の対象であるものには、IAS第32号の相殺の要求事項を満たさない場合であっても適用されます。

相殺の開示に関する詳細なガイダンスは、[PwC IFRSマニュアル第47章の47.56項から47.63項](#)に示されています。



# 付録A デリバティブ契約の清算参加者として活動する銀行

多くの地域における規制により、多数のデリバティブ契約が中央清算機関（CCP）と「集中清算」されています。これにより、自身が関連するCCPの清算参加者でない企業については、清算参加者と取引を行い、次にその清算参加者が当該企業の代理でCCPと取引を行うことが要求されます。通常、清算参加者は、大手銀行であり、CCPの信用リスクを軽減するために、CCPに「デフォルト・ファンド」の預金と担保を設定することが要求されます。多くの場合、これは下図のように示されます。



この状況において、銀行は、担保付のデリバティブ契約を顧客と締結し、Back-to-backの担保付のデリバティブ契約をCCPと締結しています。通常、CCPとの間には多くのデリバティブ資産と負債ポジションがあります。

何を貸借対照表に表示すべきかの決定にあたり、銀行は以下の質問について、通常は以下に示す順序で検討しなければなりません。

	検討事項	関連ガイダンス
1	<p><b>銀行は顧客とCCPの両方とのデリバティブを別個に貸借対照表に認識すべきか</b></p> <p>銀行が「ブローカー」として活動しているとしても、顧客およびCCPと別個にデリバティブ取引を行っている場合、銀行は、貸借対照表にこの取引の全部を認識しなければならない。ただし、IFRS第9号第3.2.5項の認識の中止における「パス・スルー」の要求事項を満たしている場合はこの限りでない。</p>	<p><a href="#">FAQ 42.5.2「銀行は、清算参加者としてのみ活動する場合に、集中清算されるデリバティブ契約をどのように認識すべきか」(和訳はこちら)</a></p>
2	<p><b>担保の差入れは関連するデリバティブの認識の中止を生じさせるか</b></p> <p>デリバティブに対する現金証拠金の日次差入れは、原契約の条件によって決定される事実および状況によって、契約残高の部分的な決済となる場合(評価損益に対する決済: Settled-to-Market)またはそうではない場合(評価損益に対する担保差入れ: Collateralised-to-Market)のいずれかが生じる可能性がある。</p> <p>担保の差入れにより関連するデリバティブの一部または全部が法的に消滅するまたは決済される状況において、担保および関連するデリバティブの両方は決済される範囲で認識を中止し、通常、相殺についての追加的な検討は必要とされない。</p>	<p><a href="#">IND FAQ 2.1－現金証拠金の日次差入れは、相殺すべき現金担保の残高を認識せず、契約における法的な決済により日次で消滅するか</a></p>

	検討事項	関連ガイダンス
3	<p>銀行は貸借対照表において担保と関連するデリバティブ契約を相殺できるか</p> <p>関連するデリバティブを消滅させない担保(上記2参照)については、<a href="#">IAS第32号第42項</a>の要求事項が満たされる場合、銀行は担保と関連するデリバティブ契約を相殺しなければならない。</p>	<p><a href="#">IND FAQ 3.1</a>—デリバティブのポートフォリオに関して差し入れた現金担保は貸借対照表上のデリバティブのポジションと相殺できるか</p> <p><a href="#">IND FAQ 3.2</a>—現金以外の担保(例えば、有価証券)を差し入れる能力はデリバティブと担保との相殺にどのような影響を与えるか</p> <p><a href="#">IND FAQ 3.3</a>—現物決済オプションの存在はデリバティブと現金担保との相殺にどのような影響を与えるか</p> <p><a href="#">IND FAQ 3.4</a>—「一方向」の担保差入れの取決めは相殺の適用にどのような影響を与える可能性があるか</p> <p><a href="#">IND FAQ 3.8</a>—清算機関または取引所が決済プロセスに適用される規則を変更する権利を有している場合は相殺の適用を妨げるか</p>
4	<p>銀行はデリバティブ取引と同一の相手方と他のデリバティブを相殺できるか</p> <p><a href="#">IAS第32号第42項</a>の要求事項が満たされている場合、同一の相手方(顧客またはCCPのいずれか)とのデリバティブ取引は、当該相手方と他のデリバティブと相殺しなければならない。</p> <p>ただし、これは、上記3においてデリバティブが現金担保とすでに相殺されていない場合에만適用される。</p>	<p><a href="#">IND FAQ 3.5</a>—特定の相手方とのすべてのデリバティブについて日次の現金決済を純額で契約上行わなければならない場合、当該相手方との無担保デリバティブ資産と無担保デリバティブ負債を相殺することは可能か</p> <p><a href="#">IND FAQ 3.8</a>—清算機関または取引所が決済プロセスに適用される規則を変更する権利を有している場合は相殺の適用を妨げるか</p>

# 付録B 業種別FAQ

## IND FAQ 2.1—現金証拠金の日次差入れは、相殺すべき現金担保の残高を認識せず、契約における法的な決済により日次で消滅するか

参照基準: [IFRS第9号第3.2.3項\(a\)](#)、[IFRS第9号第3.3.1項](#)  
参照本文: [IND 2](#)、[PwC IFRSマニュアル第44章44.27項](#)、[44.100項](#)  
業種: 銀行・資本市場、保険、資産運用

### 質問

現金証拠金の日次差入れは、相殺すべき現金担保の残高を認識せず、契約における法的な決済により日次で消滅しますか。

### 回答

金融商品契約における現金証拠金の支払または受取りが行われる場合、通常、会計上の分析は次のいずれかになります。

- 現金は契約残高の部分的な決済である(オプション A)。
- 現金は、担保付取引の価値の将来の変動に応じて返済されなければならない可能性のある担保の支払であり、担保資産または担保負債として別個に認識しなければならない(オプション B)。

オプション A を適用し、現金支払により当初取引の部分的な認識の中止を達成するためには、IFRS 第 9 号の認識の中止の要求事項が満たされなければなりません。これは、一般的に、関連する契約条件に従い、現金支払が以下を生じさせるためです。

- 資産については、[IFRS 第 9 号第 3.2.3 項\(a\)](#)に従い、当初契約のキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する(現金の受領により完全に満たされるため)。
- 負債については、[IFRS 第 9 号第 3.3.1 項](#)に従い、当初契約における契約上の義務が免責される。

オプションAまたはオプションBのいずれが適用されるかを結論付けるためには、取引契約の特定の契約条件およびその他の関連する条件(例えば、契約が取引所で取引されている場合は、取引所の規制または規則)を検討し、当初の契約上の権利および義務の一部が法的に決済されているかどうかを決定する必要があります。これらの契約条件が明示的でない場合、結論に達するためには法的な助言が必要となる可能性があります。現金証拠金が当初契約の法的な決済を生じさせるかどうかについての法的な分析に関連する要因には、契約が以下を定めているかどうかが含まれる可能性があります。

- 過去の証拠金支払に関して算定された利息(「変動証拠金利息」と呼ばれることもある)の支払。これは、経済的に、過去の証拠金支払が利息を累積し担保となる貸付金または預り金とみなされることを示す可能性がある。
- 「ヘアカット」の評価の対象として要求される証拠金の金額。これは、取引契約の価値に追加的な変動がない場合、証拠金の一部(「ヘアカット」)が返還されるため、証拠金支払が担保になることを示す可能性がある。
- 過去の証拠金支払を代える権利(すなわち、現金証拠金を返済し、代わりに有価証券を差し入れること)。これは、過去の現金支払が当初契約の履行に利用されなかったことを示す可能性がある。

実務上、例外はあるものの、先物契約の証拠金は決済を生じさせるとみなされる場合が多いですが、上場デリバティブや店頭デリバティブの証拠金は決済を生じさせるとみなされない場合が多いです。しかし、LCH SwapClearやLMEを含む一部のCCPは、現金の変動証拠金支払の一部または全部が過去の残高の法的な決済を生じさせるように、規則を改正しています。したがって、会計処理では、直近の変更を含め、最新の条件を確実に反映させるよう注意しなければなりません。

## IND FAQ 3.1—デリバティブのポートフォリオに関して差し入れた現金担保は貸借対照表上のデリバティブのポジションと相殺できるか

参照基準: [IAS第32号第42項](#)  
参照本文: [IND 3](#)、[PwC IFRSマニュアル第47章47.18項から47.21項](#)  
業種: 銀行・資本市場、保険、資産運用

## 質問

デリバティブのポートフォリオに関して差し入れた現金担保は、貸借対照表上のデリバティブのポジションと相殺できるでしょうか。

## 回答

簡単な例として、ある企業が銀行または清算機関と単一のデリバティブ契約を締結する場合を挙げます。信用リスクを低減させるため、両当事者はデリバティブの公正価値と同額の現金担保を定期的に相互に差し入れることに合意しているとします。担保の差入れは、未決済残高の法的な決済を生じさせません。しかし、担保契約の条件は、支払期日の到来時（および一方の当事者の債務不履行または倒産もしくは破産の発生時）にデリバティブを決済するために担保を用いることを定めており、両当事者はこの方法による決済の意図を有しています。

この場合、企業はデリバティブと担保を相殺する法的に強制可能な権利を有し、純額で決済する意図を有していることになります。市場価格が変動しなければ、追加的なキャッシュ・フローは生じません。貸借対照表日後の担保残高の変動は、将来事象の結果として生じるものであり、貸借対照表日の評価には関連しません。したがって、IAS第32号における相殺の要求事項は満たされており、担保は貸借対照表上のデリバティブのポジションと相殺しなければなりません。一方、現金担保がデリバティブの残りのキャッシュ・フローの決済に用いられない場合には、IAS第32号における相殺の要求事項は満たされません。

より一般的には、企業は、単一のデリバティブを有しているのではなく、銀行または清算機関との間でデリバティブのポートフォリオを有しています。ポートフォリオ全体について差入れを要求される正味現金担保がポートフォリオに含まれる各々のデリバティブに対する現金担保の個々の金額の合計である場合（個々の金額はデリバティブの公正価値と同額）、単一のデリバティブに関する上記の分析を適用しなければなりません。これは、まず、正味現金担保の債務または債権残高を、ポートフォリオに含まれる各々のデリバティブに関連する個々の金額に分割することによって行います。次に、個々のデリバティブについて、上記の簡単な例で説明したのと同様の方法により、デリバティブ残高が関連する担保残高と相殺します。実務上、デリバティブの公正価値の変動と現金担保の変動との間の時差などの要因がない場合には、デリバティブのポートフォリオ全体が現金担保の残高と相殺されることになります。

実務上、二者間の店頭取引は、デリバティブの支払とは別に担保の支払を行うため、通常の事業の過程における現金担保のネットティングの対象とはならない場合があります。その結果、市場価格が変動しない場合であっても追加的なキャッシュ・フローが生じるため、相殺は認められません。現金担保のネットティングが通常の事業の過程において適用される場合であっても、これが単なる実務上の問題であり、銀行と相手方との契約が契約上の強制可能な権利を与えていなければ、両当事者は依然として相殺することが認められません。

### IND FAQ 3.2—現金以外の担保（例えば、有価証券）を差し入れる能力はデリバティブと担保との相殺にどのような影響を与えるか

参照基準: [IAS第32号第42項](#)

参照本文: [IND 3、PwC IFRSマニュアル第47章47.18項から47.21項](#)

業種: 銀行・資本市場、保険、資産運用

## 質問

現金以外の担保（例えば、有価証券）を差し入れる能力はデリバティブと担保との相殺にどのような影響を与えるでしょうか。

## 回答

企業が（差し入れたのではなく）受領した現金以外の担保は、貸借対照表に認識されません。そのような担保について譲渡人は認識の中止ができず、企業は貸借対照表上のデリバティブのポジションを相殺する対象の会計仕訳を行わないためです。したがって、ある企業が1つの取引で資産50、もう1つの取引で負債50となる単純なシナリオを考えてみます。負債が先に満期を迎える場合、企業は現金50を支払って負債を決済し、残りの資産取引50の担保として有価証券50を受け取るとします。その結果、企業は、認識している金額（すなわち、資産取引50と負債取引50）を相殺する法的に強制可能な権利を有しておらず、したがって、相殺の要求事項は満たされません。

### IND FAQ 3.3—現物決済オプションの存在はデリバティブと現金担保との相殺にどのような影響を与えるか

参照基準: [IAS第32号AG38B項](#)

参照本文: [IND 3、PwC IFRSマニュアル第47章47.20項](#)

業種: 銀行・資本市場、保険、資産運用



## 質問

現物決済オプションの存在はデリバティブと現金担保との相殺にどのような影響を与えるでしょうか。

## 回答

状況によっては、現金支払ではなく現物資産の引渡しにより契約を決済することが可能です。その一例として、取引所で取引されている現金担保付クレジット・デフォルト・スワップ(CDS)が挙げられます。通常、企業が取引所に支払う現金担保は、信用事由が発生した場合に、CDS負債を純額決済するために用いられます。しかし、信用事由の発生時に、企業が債券の元本とすでに支払った現金担保の差額と同額の現金を追加で引き渡すことと交換に、取引所は、企業がすでに支払った現金担保を留保し、CDSが参照する原資産である債務不履行に陥った債券の現物を企業に引き渡すことによって、契約を決済することができます。取引所で取引されるコモディティ契約は、現物決済オプションの特徴を有している契約の他の例です。

[IAS第32号AG38B項](#)に基づき、相殺の権利は、将来の事象を条件とするものであってはならず、また通常の事業の過程、債務不履行の発生時、倒産または破産の発生時において強制可能でなければなりません。契約を現物で決済するオプションが取引所によって課され、企業がそれを回避できない場合、かつ、債券と現金が[IAS第32号AG38F項](#)に従って同時に決済されない場合、CDS負債に対して支払った現金担保を相殺する企業の能力は、取引所の意思決定を条件とするものであり、すべての状況において法的に強制可能ではないため、[IAS第32号AG38B項](#)の要求事項を満たしません。現物決済オプションが、単に企業の裁量によるものであって、取引所の裁量によるものではない場合、それ自体は企業による相殺の適用を妨げません。

場合によっては、現金担保の返還、現物資産の引渡し、および要求されるその他の金銭支払(例えば、行使価格)が、[IAS第32号AG38F項](#)に従って同時に決済され、相殺を適用すべきであることを実証することは可能です。しかし、これには、生じる可能性のあるさまざまなシナリオと、それぞれに用いられる支払メカニズムについての非常に詳細な分析が要求される可能性があります。

## IND FAQ 3.4 – 「一方向」の担保差入れの取決めは相殺の適用にどのような影響を与える可能性があるか

参照基準: [IAS第32号第42項](#)

参照本文: [IND 3、PwC IFRSマニュアル第47章47.18項から47.21項](#)

業種: 銀行・資本市場、保険、資産運用

## 質問

「一方向」の担保差入れの取決めは相殺の適用にどのような影響を与える可能性があるでしょうか。

## 回答

企業と取引所の間いわゆる「一方向」の担保契約では、現金証拠金は、通常、企業が純負債ポジションにある場合にのみ支払が要求されます。取引所が純負債ポジションにある場合、企業への現金証拠金の支払は要求されません。ある企業が1つの取引で資産50、もう1つの取引で負債30となり、(取引所が純負債ポジションにあるため)現金証拠金がゼロである単純なシナリオを考えてみます。負債が先に満期を迎える場合、企業は取引所に30を支払って負債を決済することが要求されます。企業の残りのポジションは資産50であり、「一方向」の取決めでは、取引所は依然として純負債ポジションのままであるため、企業に対して証拠金の支払は行われません。この分析において、負債は資産と相殺されておらず、仮に相殺される場合には20の正味支払のみ要求されることとなります。したがって、企業が相殺する法的に強制可能な権利を有しているという要求事項は満たされないため、ポジションは相殺すべきではありません。

## IND FAQ 3.5 – 特定の相手方とのすべてのデリバティブについて日次の現金決済を純額で契約上行わなければならない場合、当該相手方との無担保デリバティブ資産と無担保デリバティブ負債を相殺することは可能か

参照基準: [IAS第32号第42項](#)

参照本文: [IND 3、PwC IFRSマニュアル第47章47.18項から47.21項](#)

業種: 銀行・資本市場、保険、資産運用

## 質問

特定の相手方とのすべてのデリバティブについて日次の現金決済を純額で契約上行わなければならない場合、当該相手方との無担保デリバティブ資産と無担保デリバティブ負債を相殺することは可能でしょうか。

## 回答

可能です。ただし、2つのデリバティブの条件が一致し、すべてのキャッシュ・フローがあらゆる状況においてまったく同日に発生する場合にのみ可能です。これに該当する場合、日次の純額決済プロセスにおいて、すべての将来キャッシュ・フローが純額決済されることが要求され、そのため、企業は、デリバティブ資産(すなわち、すべての契約上のキャッシュ・フロー)とデリバティブ負債を相殺する法的な権利を有しています。

しかし、一般的な状況において、2つのデリバティブの条件が一致する可能性は低く、そのため、キャッシュ・フローがあらゆる状況においてまったく同日に発生するわけではありません。この場合、企業は、デリバティブ資産(すなわち、すべての契約上のキャッシュ・フロー)とデリバティブ負債を相殺する法的に強制可能な権利を有していません。これは、次の簡単な例で説明することが可能です。デリバティブ資産とデリバティブ負債の両方が残り1つのキャッシュ・フローを有し、資産については1か月後、負債については2か月後にキャッシュ・フローが発生します。この場合、キャッシュ・フローは異なる日に発生し、純額決済プロセスにおいて純額決済されないため、企業は、認識しているデリバティブ資産とデリバティブ負債を相殺する法的に強制可能な権利を有していません。

同様に、デリバティブ資産とデリバティブ負債が現金決済型のアメリカン・オプション(すなわち、満期日を含め満期日前のいつでも、保有者がオプションを行使できる)であって条件が一致する場合、相手方がデリバティブ負債のオプションを行使したら即時に企業が常にデリバティブ資産のオプションを行使しない限り、相殺が達成できる可能性は低くなります。これは、そのような法的に強制可能な権利がなければ、企業は、両方のデリバティブが常に同時に決済されて純額決済されることを保証できないためです。

### IND FAQ 3.6—同時決済に関する法的に強制可能な取決めの対象である金融資産と金融負債は相殺に適格か

参照基準: [IAS第32号第42項\(a\)](#)

参照本文: [IND 3、PwC IFRSマニュアル第47章47.18項から47.21項](#)

業種: 銀行・資本市場、保険、資産運用

#### 質問

同時決済に関する法的に強制可能な取決めの対象である金融資産と金融負債は相殺に適格ですか。

#### 回答

IAS第32号第42項(a)は、企業が、通常の事業の過程を含め、「認識している金額を相殺する法的に強制可能な権利」を現在有している場合に、かつ、その場合にのみ、相殺を適用することを要求しています。しかし、清算機関または取引所およびその参加者の決済の取決めに、参加者が次を有していることを必要とする可能性があります。

- [IAS第32号AG38F項](#)に定められている特徴を満たす総額決済システム(すなわち、その結果は実質的に純額決済と同等)を通じて、通常の事業の過程において取引を決済する権利と義務の両方
- 相手方の債務不履行、倒産または破産の発生時に、実際に相殺して純額決済する権利
- 相手方が選択する場合、企業自身の債務不履行、倒産または破産の発生時に、実際に相殺して純額決済する義務

このような場合、企業は、通常の事業の過程において強制可能となる、実際に純額決済する法的な権利を有していません。

PwCの見解では、[IAS第32号第42項\(a\)](#)の、相殺する法的に強制可能な権利を有しているという要求事項は、このシナリオにおいて満たされています。これは、「相殺権は、契約その他により、債権者に支払うべき金額の全部または一部を当該債権者から受け取るべき金額を充当することによって決済または消去するという債務者の法的権利である」と明記している[IAS第32号第45項](#)によって裏付けられます。このシナリオでは、総額が決済プロセスにおいて「消去」されますが、このような消去が、清算システムを用いて総額を交換することによって実行されることは無関係です。このような状況において、[IAS第32号AG38F項](#)は、通常の事業の過程において純額決済と同等の結果となる総額決済プロセスの種類を示しています。

### IND FAQ 3.7—債券のCUSIPまたはISINが異なるレポ取引とリバース・レポ取引は相殺できるか

参照基準: [IAS第32号第42項](#)

参照本文: [IND 3、PwC IFRSマニュアル第47章47.15項](#)

業種: 銀行・資本市場、保険、資産運用

#### 質問

債券のCUSIPまたはISINが異なるレポ取引とリバース・レポ取引は相殺できるでしょうか。

## 回答

IAS第32号に基づいて買戻条件付売却取引(レポ取引)とリバース・レポ取引を相殺する場合、相殺される資産と負債は、通常は、レポ取引における受入担保金(負債)とリバース・レポ取引の支払担保金(資産)であり、貸借対照表に計上されていない可能性さえある債券自体ではありません(IND FAQ 3.2参照)。したがって、レポ取引およびリバース・レポ取引の基礎となる債券が同一であり、証券識別コード(すなわち、CUSIPまたはISIN)が同一であるかどうかにかかわらず、受入担保金と支払担保金の条件がIAS第32号の相殺の要件を満たしている場合、相殺を適用することができます。

しかし、実務上、IAS第32号AG38F項に従って資金決済部分を純額で決済するか、または同時に実現するために、債券と現金支払のすべては、通常、同一の決済機関(例えば、EuroclearまたはClearstreamのような中央証券預託機関(CSD))を通じて決済される必要があります。したがって、これは、債券の種類および決済するCSDが、相殺に適格なレポ取引とリバース・レポ取引をある程度制限することになることを意味します。

## IND FAQ 3.8—清算機関または取引所が決済プロセスに適用される規則を変更する権利を有している場合は相殺の適用を妨げるか

参照基準: [IAS第32号AG38B項](#)

参照本文: [IND 3](#)、[PwC IFRSマニュアル第47章47.18項から47.21項](#)

業種: 銀行・資本市場、保険、資産運用

## 質問

清算機関または取引所が決済プロセスに適用される規則を変更する権利を有している場合は相殺の適用を妨げますか。

## 回答

IAS第32号は、相殺の権利は「将来の事象を条件としていない」(IAS第32号AG38B項)とし、IAS第32号BC84項において、「相殺の権利が将来の事象の後に消滅する可能性があったり行使可能でなくなったりする場合で、その事象が事業の通常の過程や、債務不履行の発生時または倒産もしくは破産の発生時に、例えば格付けの引下げの際に、発生する可能性があるときには、現時点で法的に強制可能であるという要件を満たさないこととなる...」と説明しています。

したがって、清算機関または取引所が実質的であると判断される権利を有しており、その権利により相殺の権利が消滅または行使可能とならないように規則を変更することが認められている場合には、相殺は適用すべきではありません。

この問題は、過去に、LCH Clearnet Limited (LCH Limited) の規則集における規則に関連して提起されました。この規則は、LCH Limitedが既存の未決済契約に適用される規則を一方的に変更することを認めており、相殺する法的な権利を取り消すことができます。このような特定の状況について、この規則は、以下の要因により、相殺の権利を排除するために用いることのできる実質的な権利ではないと結論付けられました。

- 参加者の相殺する法的に強制可能な権利を排除することを意図して規則集を変更することを現時点では考えていなかった旨のLCH Limitedによる確認
- システミック信用リスクへの影響を考慮した、複数の世界の規制当局による監視および当該変更が提案される場合に規制当局が介入する可能性
- 顧客にとっての相殺の重要性を考慮した、当該変更がLCH Limitedに与える商業上の不利な影響
- 当該変更が行われた場合における、LCH Limited およびその全参加者に要求される決済プロセスに対する重大な業務上の変更

したがって、この規則は、SwapClearまたはRepoClearのプラットフォームで取引される契約など、LCH Limitedとの契約に相殺を適用することを妨げるものではないと結論付けられました。同様の権限を有している他の清算機関または取引所については、個々の事実および状況を別個に評価する必要があります。しかし、上記の要因は、その権限が実質的かどうか、相殺を妨げるものかどうかの判断に関連する可能性があります。

## IND FAQ 4.1—IAS第32号第42項(b)の「資産の実現と負債の決済を同時に実行する」という要求事項が満たされるのはどのような

## な状況か

参照基準: [IAS第32号第42項\(b\)](#)

参照本文: [IND 4、PwC IFRSマニュアル第47章47.24項から47.25項](#)

業種: 銀行・資本市場、保険、資産運用

## 質問

IAS第32号第42項(b)の「資産の実現と負債の決済を同時に実行する」という要求事項が満たされるのはどのような状況でしょうか。

## 回答

場合によっては、純額で決済されるのではなく、[IAS第32号第42項\(b\)](#)の要求事項を満たす方法によって、資産の実現と負債の決済が同時に実行されることがあります。多くの場合、レポ取引およびリバース・レポ取引がこれに該当します。詳細なガイダンスが[IAS第32号AG38F項](#)に示されており、「企業が、実質的に純額決済と同様の結果となるような方法で金額を決済できる場合には、企業は[IAS第32号第42項\(b\)](#)の純額決済の要件を満たすことになる。これが生じるのは、総額決済の仕組みが、信用リスクおよび流動性リスクを除去するかまたは僅少とし、債権と債務を単一の決済プロセスまたはサイクルの中で処理する特徴を有している場合であり、その場合のみである」と定められています。

この原則に加えて、[IAS第32号AG38F項](#)は、この原則を満たす総額決済システムの例として、次のようなLCH RepoClearに基づく一連の特徴を示しています。

- 相殺に適格な金融資産と金融負債が、同じ時点で処理のために提出される。
- いったん金融資産と金融負債が処理のために提出されると、当事者は決済義務の履行に拘束される。
- いったん金融資産と金融負債が処理のために提出されると、その資産と負債から生じるキャッシュ・フローが変化する可能性がない(ただし、処理が不成立の場合を除く—下記(d)参照)。
- 証券で担保されている資産と負債が証券の譲渡または類似のシステム(例えば、支払と同時の引渡し)で決済されており、証券の譲渡が不成立となった場合には、証券で担保されている関連する債権または債務の処理も不成立となるようになっている(およびその逆)。
- (d)に示したような、不成立となった取引は、決済されるまで処理のために再投入される。
- 決済が同一の決済機関(例えば、決済銀行、中央銀行または中央証券預託機関)を通じて実行される。
- 1日のうちに生じる信用供与が準備され、当事者のそれぞれが決済日に支払の処理ができるような十分な貸越金額を提供しており、要求があれば1日のうちに生じる信用供与が与えられることがほぼ確実である。

これらの特徴は、IAS第32号に基づく相殺の明示的な要求事項ではありませんが、実務上、[IAS第32号AG38F項](#)の原則が満たされているかどうかを評価するための有用な基礎を提供します。異なる決済機関を用いて行われる決済プロセス間の潜在的な差異を考慮すると、重要性のある決済方法ごとに別個の分析が要求される可能性があります。したがって、この分析を行うためには、通常、関連する支払プロセスのすべてについての詳細な知識が必要となります。

## IND FAQ 4.2—同一の相手方との金融資産と金融負債を純額で決済するか、または同時に決済する意図を示すにはどのような証拠が要求されるか

参照基準: [IAS第32号AG38F項](#)

参照本文: [IND 4、PwC IFRSマニュアル第47章47.23項](#)

業種: 銀行・資本市場、保険、資産運用

## 質問

同一の相手方との金融資産と金融負債を純額で決済するか、または同時に決済する意図を示すにはどのような証拠が要求されるでしょうか。

## 回答

要求される証拠の範囲は、関連する契約の条件を含め、特定の事実および状況に応じて異なります。企業が純額で決済するか、または資産の実現と負債の決済を同時に実行することが契約上要求されており、かつ(該当する場合に)決済プロセスが[IAS第32号AG38F項](#)に定められている特徴を満たす場合には、それのみで十分です。



このような契約上の要求事項が存在しない他の状況においては、類似の取引に関するより広範な市場慣行や企業自身の過去の慣行などの要因を考慮しなければなりません、必ずしもそれのみによって決定されるわけではありません。[IAS第32号AG38F項](#)の要件に従って決済が純額で行われない場合または同時ではない場合には、詳細に評価しなければなりません。

テイラーされた取引については、純額で決済するか、または同時に決済する意図を示す十分な証拠があるかどうかの判断において、純額決済か総額決済か、または同時決済か否かについての商業上または業務上の影響などの要因を考慮しなければなりません。

© 2024 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.